

酒広組監発第29号
令和4年2月21日

酒田地区広域行政組合
管理者 酒田市長 丸山 至 様

酒田地区広域行政組合
監査委員 大石 薫

監査委員 五十嵐 啓 一

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
酒田地区広域行政組合 事務局	10月31日	12月13日～ 2月8日	12月27日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促した。

指摘事項

○再任用職員の職名や職務などの規定が、関係する条例、規則、規程に定められていないもの
(主なもの)

- ・酒田地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例第3条別表
- ・酒田地区広域行政組合事務局設置条例施行規則第4条、第5条、第6条別表第2
- ・酒田地区広域行政組合消防職員の階級等に関する規則第3条
- ・酒田地区広域行政組合消防本部の組織等に関する規則第5条、第6条別表第2
- ・酒田地区広域行政組合消防署の組織等に関する規程第6条、第7条別表第4
- ・酒田地区広域行政組合職員の人事評価実施規程第4条別表

※事務局職員及び消防職員について、主任専門員1名(酒田市へ派遣)、専門員15名が配置されているが、関係する条例、規則、規程に職名や職務などが明確に定められていないため、早急に改善すること。